

5 農林水産大臣は、登録をすることによって登録名義人となる者に対して、登録を完了したときに登録済証を交付することとした。また、登録権利者及び登録義務者が共同して登録の申請をする等の場合には、当該登録権利者及び登録義務者は、正当な理由がある場合を除き、当該登録済証を提出しなければならないこととした。(第一六条及び第一七条関係)

6 農林水産大臣は、申請書に記載した漁港水面施設運営権等が登録記録と合致しないとき等には、登録の申請を却下しなければならないこととした。(第二〇条関係)

7 表題部の登録事項は漁港水面施設運営権の水域等とし、権利部の登録事項は漁港水面施設運営権等の権利者の氏名等とすることとした。(第二二条関係)

8 登録の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録権利者と登録義務者が共同してしなければならないこととした。(第二三条関係)

9 漁港水面施設運営権の設定の登録は、当該設定を受けた者、その者から法人の合併その他の一般承継により漁港水面施設運営権を取得した者等以外の者は申請することができないこととした。(第三六条関係)

10 漁港管理者は、漁港水面施設運営権の存続期間の満了又は漁港水面施設運営権の取消しがあつたときは、当該漁港水面施設運営権の登録の抹消を農林水産大臣に囑託しなければならないこととした。(第三九条関係)

11 抵当権の登録の登録事項は、7のほか、債権額、債務者の氏名等とすることとした。(第四〇条関係)

12 信託の登録の登録事項は、7のほか、委託者、受託者及び受益者の氏名等とすることとした。(第四九条関係)

13 仮登録は、漁港水面施設運営権等の設定等に關して請求権を保全しようとするとき等にできることとした。(第五八条関係)

14 仮処分債権者が、処分禁止の登録の後に仮処分の債務者を登録義務者とする漁港水面施設運営権の登録を申請する場合には、当該債権者は、当該処分禁止の登録に後れる登録の抹消を単独で申請できることとした。(第六四条関係)

15 何人も、農林水産大臣に対し、手数料を納付して、登録記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を請求できるもの等とすることとした。(第六七条関係)

16 この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行することとした。

政令

刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽
令和五年十一月十日
内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百十八号

刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)附則第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

御名 御璽
令和五年十一月十日
内閣総理大臣 岸田 文雄
法務大臣 小泉 龍司
国土交通大臣 齋藤 鉄夫

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽
令和五年十一月十日
内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百十九号

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

御名 御璽
令和五年十一月十日
内閣総理大臣 岸田 文雄
法務大臣 小泉 龍司
内閣総理大臣 岸田 文雄

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽
令和五年十一月十日
内閣総理大臣 岸田 文雄